

ゴミの出し方について

☆きちんと分別して出す!

☆決められた容器で出す!

☆地域で決められたゴミステーションに出す!

ゴミの出し方について、ルールを守らない人がまだ多くあります。たとえばペットボトルなどを可燃ゴミと一緒に入れる人が多々みられます。ルールを守らないと掃除当番や班長・地区長が仕分けすることになり、大変な迷惑をかけることとなります。

そこで廃棄物適正化推進員では最近問題になった点も加えた上でゴミの出し方について留意点をまとめてみました。正しいゴミの出し方にご協力ください。

- ① 粗大ゴミや消火器など不法投棄された場合や重大な違反行為を目撃した場合は推進員あてに電話してください。その際、ゴミステーションの正確な場所をお伝えください。
1～3丁目、4丁目22地区担当 高橋☎250-8507
4～7丁目担当 宮島☎257-4101
- ② ゴミは朝8時までに出してください。ただし木の枝・刈り草・葉は朝10時までです。ビン・缶・ペットボトル以外の生ゴミはカラスの被害に遭いますので絶対に前日に出さないでください。
- ③ 食用油は道路に漏れた例がありましたので、出来るだけ布か紙に吸わせたうえで捨ててください。
- ④ 布団・電器製品・自転車・本棚などの粗大ゴミは有料です。手数料は品目によって値段が異なりますので、粗大ごみ受付センターへ電話かインターネットで申し込んでください(☎302-5374)。
- ⑤ 各ゴミステーションでは必ず掃除当番を決めて管理してください。掃除当番は自治会員以外の方も同様です。
- ⑥ ゴミの出し方がわからない場合は、千葉市が配布した『家庭ごみの減量と出し方ガイドブック』の「分別早見表」をご覧ください。またゴミの写真を送ればAIが捨て方を教えてくれます。

※8月に市発行のゴミの出し方に関するガイドブックを各戸配布します。

作新台地区廃棄物適正化推進員

高橋公夫・宮島了誠